

株 主 各 位

証券コード 3358

2026年6月11日

(電子提供措置の開始日) 2026年6月4日  
東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号  
Trailhead Global Holdings株式会社  
代表取締役社長 高田 十光

## 第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにもアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://thg-hd.com/>

（上記ウェブサイトにもアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会情報」「招集ご通知」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにもアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「Trailhead Global Holdings」又は「コード」に当社証券コード「3358」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷一丁目9番8号  
朝日生命宮益坂ビル 5階 渋谷サンスカイルーム
- 開催場所が過去に開催した場所と著しく離れた場所となりましたのは、当社が本店所在地を福岡県香春町から東京都渋谷区に移転したためであります。**  
**ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。**

### 3. 目的事項

#### 報告事項

- 第32期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第32期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案** 資本準備金の額の減少の件
- 第2号議案** 剰余金の処分の件
- 第3号議案** 定款一部変更の件
- 第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第5号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第7号議案** 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

### 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- 議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

本株主総会においては、書面交付請求の有無に関わらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

①事業報告の「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「会社の支配に関する基本方針」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

# 事業報告

( 2025年4月1日から  
2026年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 企業集団の事業の経過及びその成果

当連結会計年度は、食材価格・エネルギーコスト・物流費の高止まりに加え、人手不足に伴う採用コストの増大など、外食産業にとって構造的な逆風が続いた1年でありました。しかしながら、当社はこの厳しい環境をむしろ業界再編の好機と捉え、「多様なジャンルを取り込む総合飲食プラットフォームへの進化」という中長期方針のもと、2025年6月の新経営体制発足からわずか10か月で5件のM&A・事業譲受を完遂いたしました。

この間、当社は「九州筑豊ラーメン山小屋」を擁する九州発のラーメン専業企業から、インバウンド需要を取り込む都市型プレミアム外食ブランドを複数擁するマルチブランド・グローバルプラットフォームへと変貌を遂げました。以下に、当連結会計年度に実行した主要施策とその戦略的位置づけを報告いたします。

#### ① 株式会社Yappaの完全子会社化（2025年7月） 【都市型高付加価値業態への第一歩】

東京都内で「焼肉やっば。」を展開する株式会社Yappaを完全子会社化いたしました。直近3期で業績を拡大しており、当社の都市型飲食展開の起点となる重要なプラットフォームです。株式会社Yappaはその後の事業譲受の受け皿会社としても機能し、スピーディな事業拡充を可能にしております。

#### ② 「焼肉BEEFMAN横浜」（現「神戸牛焼肉 當麻」）事業の取得（2025年8月） 【神戸牛ブランドで高単価市場へ】

兵庫県・川岸牧場産の神戸牛・但馬牛を希少部位まで余さず提供し、生食用専用調理場・完全個室を完備したプレミアム焼肉ブランドを事業譲受いたしました。その後、2026年3月に「神戸牛焼肉 當麻」としてリニューアルし、神戸牛ブランドをより鮮明に打ち出した高付加価値業態として再始動しております。「焼肉やっば。」とは顧客層・価格帯を明確に分けたポートフォリオ設計により、グループ全体でより広い顧客層をカバーします。人気のチョップドサラダは単独ブランド化とデリバリー展開も計画しております。

#### ③ 「ROTISSERIE★BLUE（ロティサリーブルー）」事業の取得（2025年9月） 【海外展開を視野に】

恵比寿ガーデンプレイスタワー39階から東京のパノラマを一望できる、国産雛鳥の「ロティサリーチキン」を名物とするカジュアルフレンチレストランを事業譲受いたしました。アフタヌーンティーからディナーまで複数の時間帯需要を持つ同業態は、国内主要都市への多店舗展開及び将来的な海外進出の可能性を内包する戦略的資産です。

④ミシュランシェフ・西村貴仁氏のCCO就任（2025年9月） 【グループ全体の商品力・ブランド力を底上げ】

ミシュラン一つ星（フュージョン部門）・ピブグルマン選出の実績を持ち、海外（韓国・ソウル）でも評価される西村貴仁氏をChief Creative Officer（CCO）として迎えました。当社全ブランドのメニュー開発・監修、リブランディング、新規出店戦略を一体的に推進する体制が整い、M&Aで取得した各ブランドのシナジー創出と付加価値向上を加速させます。

⑤株式会社KINKA FAMILY JAPANの連結子会社化（2025年12月） 【インバウンド需要に応えるグローバルブランド】

インバウンド需要を旺盛に取り込む、カナダ発の寿司居酒屋「KINKA SUSHI BAR IZAKAYA」（東京都渋谷区、港区）を展開する株式会社KINKA FAMILY JAPANの発行済株式80%を取得し、連結子会社化いたしました。炙り寿司・モザイク寿司など視覚的訴求力の高いメニューと洗練された空間により、直近3期連続で増収・増益を達成しております。国内主要都市への展開拡大に加え、すでにブランドの国際認知度を持つ同社を活用した海外展開は、当社のグローバル戦略の中核を担うポテンシャルを有しております。

⑥株式会社バーガーレボリューションの連結子会社化（2025年12月） 【和牛×インバウンド×ハラール対応の次世代ブランド】

黒毛和牛・松阪牛・神戸牛など厳選国産和牛100%使用のパーティ、ミシュラン三ツ星店で腕を磨いたシェフ監修のソース、ハラール認証対応メニューを備えた「BURGER REVOLUTION」（東京都港区、京都府）を展開する株式会社バーガーレボリューションの発行済株式51%を取得し、連結子会社化いたしました。日本の食材クオリティとグローバルな食文化を融合させた同ブランドは、訪日外国人からの需要が高く、国内主要都市への展開拡大と海外出店を視野に入れた成長ブランドです。

⑦ 株式会社菊水との生麺受託製造（OEM）の基本合意（2026年3月） 【外販収益の新たな柱】

年間約2億食規模の製造実績を持つ製麺大手・株式会社菊水（伊藤ハム米久ホールディングス傘下）との間で、当社完全子会社ワイエスフード株式会社の生産工場を活用した生麺受託製造（OEM）について、基本合意いたしました。全国ブランド製品の製造を担うことは、当社の品質管理水準の高さを業界に広く示すものです。九州・中四国エリアからスタートし、段階的に供給エリアを拡大しながら、外販事業収益の新たな柱へと育成してまいります。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績として、売上高は1,826百万円となりました。M&Aに伴う統合コスト、グループ管理体制構築投資などの先行費用を吸収しつつ営業損失は11百万円にとどめ、経常利益82百万円（デリバティブ評価益93百万円及び補助金収入13百万円を含む）、親会社株主に帰属する当期純利益は64百万円となりました。

なお、当連結会計年度は連結計算書類作成初年度であるため、前年度との比較は行っておりません。

セグメントの業績は、次のとおりであります。当社は株式会社Yappaの連結子会社化に伴い、業績管理区分の見直しを行ったことから、報告セグメントを従来の「外食事業」「不動産賃貸事業」「外販事業」「温泉事業」の4区分から、「飲食事業」「不動産賃貸事業」「運営受託事業」の3区分に変更しております。

#### ① 飲食事業

国内外における直営店及びフランチャイズ加盟店による飲食の提供、ラーメン等の製品を主要販売品目とする外販、インターネット通販といった複合的な収益構造を持ち、また当期のM&Aにより業態・商圏・顧客層を一気に多様化しました。

グループ全体の店舗数は113店舗（直営店18店舗、FC店73店舗、海外店22店舗）となり、九州発のラーメン企業が、都市型プレミアムブランドを複数擁するマルチブランドグループへと進化を遂げております。

当連結会計年度の売上高は1,673百万円となり、セグメント利益68百万円となりました。

#### ② 不動産賃貸事業

当社が所有する店舗用地等の有効活用を目的とした賃貸事業を行っており、安定収益源となっております。

当連結会計年度の売上高は35百万円となり、セグメント利益1百万円となりました。

#### ③ 運営受託事業

当社は、2020年6月より、福岡県田川郡福智町「ほうじょう温泉ふじ湯の里」の指定管理者となり、同施設の運営を通じて安定的な収益を確保しております。

当連結会計年度の売上高は118百万円となり、セグメント利益5百万円となりました。

#### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました設備投資の総額は88百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

飲食事業 新規出店店舗の設備の改装・新設等

飲食事業 既存店舗の設備の入替・改修等  
飲食事業 本社工場の設備の修繕・改修等

(3) 資金調達の状態

新株予約権の行使により、433百万円のエクイティ資金を調達しました。加えて、金融機関との当座貸越枠に基づく新規借入380百万円により、財務活動全体で848百万円の資金を確保いたしました。

エクイティによる調達が過半を占める健全な資本構成を維持しており、今後も旺盛な投資需要に対して規律ある資金調達を継続してまいります。

#### (4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

##### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                      | 第 29 期<br>(2023年3月期) | 第 30 期<br>(2024年3月期) | 第 31 期<br>(2025年3月期) | 第 32 期<br>(当連結会計年度)<br>(2026年3月期) |
|--------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)              | —                    | —                    | —                    | 1,826                             |
| 経 常 利 益 (百万円)            | —                    | —                    | —                    | 82                                |
| 親会社株主に属する<br>当期純利益 (百万円) | —                    | —                    | —                    | 64                                |
| 1株当たり当期純利益 (円)           | —                    | —                    | —                    | 1.86                              |
| 総 資 産 (百万円)              | —                    | —                    | —                    | 3,196                             |
| 純 資 産 (百万円)              | —                    | —                    | —                    | 2,157                             |
| 1株当たり純資産 (円)             | —                    | —                    | —                    | 57.33                             |
| 期末外食店舗数 (店舗)<br>(うち直営店)  | —<br>—               | —<br>—               | —<br>—               | 113<br>(18)                       |

(注) 当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、第31期(2025年3月期)以前については記載しておりません。

##### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                                | 第 29 期<br>(2023年3月期) | 第 30 期<br>(2024年3月期) | 第 31 期<br>(2025年3月期) | 第 32 期<br>(当事業年度)<br>(2026年3月期) |
|------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)                        | 1,425                | 1,422                | 1,460                | 1,183                           |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 ( △ ) (百万円) | △0                   | 71                   | 34                   | 86                              |
| 当 期 純 利 益 (百万円)                    | 35                   | 37                   | 18                   | 68                              |
| 1株当たり当期純利益 (円)                     | 5.85                 | 6.14                 | 0.59                 | 1.99                            |
| 総 資 産 (百万円)                        | 2,585                | 1,991                | 2,133                | 2,706                           |
| 純 資 産 (百万円)                        | 1,435                | 1,504                | 1,638                | 2,141                           |
| 1株当たり純資産 (円)                       | 234.75               | 243.86               | 50.40                | 57.49                           |

(注) 当社は、当社を分割会社とする会社分割(吸収分割)により、2026年1月1日付で持株会社体制に移行しており、分割する事業をワイエスフード株式会社に承継しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名                    | 資本金      | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容          |
|------------------------|----------|----------|------------------|
| ワイエスフード株式会社            | 50,000千円 | 100%     | 「山小屋」等の飲食店の経営    |
| 株式会社Yappa              | 5,000千円  | 100%     | 「焼肉やっば。」等の飲食店の経営 |
| 株式会社KINKA FAMILY JAPAN | 54,900千円 | 80%      | 飲食店の経営           |
| 株式会社バーガーレボリューション       | 100千円    | 51%      | 飲食店の経営           |
| THG Nest株式会社           | 100千円    | 100%     | 飲食業に関するコンサルティング  |

連結子会社は、ワイエスフード株式会社、株式会社Yappa、株式会社KINKA FAMILY JAPAN、株式会社バーガーレボリューション、THG Nest株式会社の5社です。

ワイエスフード株式会社は、2025年10月22日付で設立しております。

当社は、当社を分割会社とする会社分割（吸収分割）により、2026年1月1日付で持株会社体制に移行しており、その際に、分割する事業をワイエスフード株式会社に承継しております。

株式会社Yappaは2025年7月31日付、株式会社KINKA FAMILY JAPANは2025年12月19日付、株式会社バーガーレボリューションは2025年12月23日付で株式を取得することにより、連結子会社といたしました。

THG Nest株式会社については2025年10月31日付で設立しております。

## (6) 対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境につきましては、物価上昇や人件費の高騰、原材料価格・物流コストの上昇等が継続しており、また、競争環境や消費者ニーズも急速に変化しており、柔軟かつ迅速な経営判断が求められております。

このような環境のもと、当社は2026年2月に中期経営計画を策定し、経営基盤の再構築と成長戦略の推進を進めており、企業価値向上に向け、以下の事項を重要課題として取り組んでまいります。

### ①デジタル・フードテック戦略による「次世代店舗の確立」

当社は、AIを活用したソリューション開発機能を内製化し、店舗運営に必要なテクノロジー投資及びシステム実装を迅速かつ柔軟に行う体制を構築することで、変化の速いフードテック領域への対応を推進してまいります。

また、次世代型店舗の基盤となるAI自律型オペレーションの構築・導入を進め、需要予測に基づく自動発注やシフトマネジメントの高度化等を通じて、店舗運営の最適化を図ってまいります。加えて、ロボティクスの活用による省人化及び業務効率化を進め、クオリティ・サービス・コストの向上、FLコストの極小化に取り組んでまいります。

### ②工場DXとOEM拡大による「製造サプライチェーンの最適化」

当社食品製造工場の経営資源を活用し、他社向けOEM供給を拡大することで、新たな収益基盤の構築を進めてまいります。また、工場DX化により、生産性向上及び安全管理体制の高度化を図り、供給能力の増強と安定供給体制の確立に取り組んでまいります。

さらに、原材料調達から製造、物流に至るサプライチェーン全体をデジタルで連携することで、需給管理及び原価管理の高度化を進めてまいります。また、セントラルキッチン機能の強化により、原価低減及び店舗オペレーションの省力化を推進し、投資効率の高い店舗展開を実現してまいります。

### ③グローバル・マルチブランド展開と「OMOプラットフォームの推進」

当社は持続的な成長に向け、M&Aを重要な成長戦略として位置付けております。既存事業とのシナジー、成長性及び収益性を慎重に見極めながら、適正な企業価値評価に基づく投資を推進し、業態・商圏・バリューチェーンの多様化を図ることで、収益基盤の強化を進めてまいります。海外展開にも積極的に取り組み、グローバルサウスを中心にリージョンパートナーシップを構築し、現地ブランドの取得及び当社ブランドのロールアウトを推進してまいります。

地理的展開に加え、オンラインとオフラインを融合させたOMO（Online Merges with Offline）プラットフォームを推進し、シームレスな顧客体験を提供することで来店頻度及び客単価の向上を図り、これらの取り組みをグループ傘下ブランドへ展開することで企業価値の向上に取り組んでまいります。

(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社は、直営飲食店及びフランチャイズ・チェーン本部の経営と、不動産の賃貸及び施設運営の受託を主な事業内容としております。

① 飲食事業

ワイエスフード株式会社にて、国内・海外の「筑豊ラーメン山小屋」、「ばさらか」、「一康流」等のブランドでの直営店経営、フランチャイズ・チェーン加盟店の募集及び加盟店の経営指導業務、自社工場における麺、焼豚等の食材の製造販売を行っております。なお、2026年3月末日現在の店舗数は102店舗（直営店7店舗、FC店73店舗、海外店22店舗）となっております。

株式会社Yappaにて、「焼肉やっば。」（東京都内4店舗）、「神戸牛焼肉 當麻」（神奈川県横浜市1店舗）、「ROTISSERIE★BLUE」（東京都渋谷区1店舗）の経営を行っております。

株式会社KINKA FAMILY JAPANにて、「KINKA SUSHI BAR IZAKAYA」（東京都内2店舗）の経営を行っております。

株式会社バーガーレボリューションにて、「BURGER REVOLUTION」（東京都内2店舗、京都府内1店舗）の経営を行っております。

② 不動産賃貸事業

当社が所有する店舗用地等の有効活用を目的とした賃貸事業を行っております。

③ 運営受託事業

福岡県田川郡福智町「ほうじょう温泉ふじ湯の里」の指定管理者となり、同施設の運営を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

① 当社

|     |                  |
|-----|------------------|
| 本 社 | 東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号 |
|-----|------------------|

当社は2026年1月1日に本店所在地を上記に変更しております。

② 子会社

ワイエスフード株式会社

|             |                   |        |        |     |
|-------------|-------------------|--------|--------|-----|
| 本 社 及 び 工 場 | 福岡県田川郡香春町大字鏡山567番 |        |        |     |
| 店 舗         | 福岡県北九州市           | 2店舗    | 福岡県福岡市 | 2店舗 |
| (直営店7店舗)    | 福岡県田川郡            | 福岡県宮若市 | 1店舗    |     |

なお、上記のほか、FC店舗が73店舗あります。

株式会社Yappa

|                 |                  |         |     |
|-----------------|------------------|---------|-----|
| 本 社             | 東京都港区南青山三丁目1番36号 |         |     |
| 店 舗<br>(直営店6店舗) | 焼肉やっば。           | 東京都中野区  | 2店舗 |
|                 |                  | 東京都世田谷区 | 2店舗 |
|                 | 神戸牛焼肉 當麻         | 神奈川県横浜市 | 1店舗 |
|                 | ROTISSERIE★BLUE  | 東京都渋谷区  | 1店舗 |

株式会社KINKA FAMILY JAPAN

|                 |                  |     |       |     |
|-----------------|------------------|-----|-------|-----|
| 本 社             | 東京都港区六本木四丁目12番8号 |     |       |     |
| 店 舗<br>(直営店2店舗) | 東京都渋谷区           | 1店舗 | 東京都港区 | 1店舗 |

株式会社バーガーレボリューション

|                 |                  |     |        |     |
|-----------------|------------------|-----|--------|-----|
| 本 社             | 東京都港区六本木四丁目12番8号 |     |        |     |
| 店 舗<br>(直営店3店舗) | 東京都港区            | 2店舗 | 京都府京都市 | 1店舗 |

(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況 (事業部門別)

| 事 業 部 門 別     | 従 業 員 数 |
|---------------|---------|
| 飲 食 事 業       | 218名    |
| 不 動 産 賃 貸 事 業 | —       |
| 運 営 受 託 事 業   | 16名     |
| 全 社 (共 通)     | 11名     |
| 合 計           | 245名    |

(注) 1. 当連結会計年度より企業集団の従業員の状況を記載しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

2. 不動産賃貸事業の従業員数については、他の事業部門内に兼務する従業員が含まれてい

るため、従業員数を「－」としております。

## ② 企業集団の従業員の状況（会社別）

| 会 社 別                  | 従 業 員 数 | 前連結会計年度末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|------------------------|---------|-------------|--------|--------|
| 当 社                    | －       | －           | －      | －      |
| ワイエスフード株式会社            | 94名     | 5名増         | 46.56歳 | 13.08年 |
| 株式会社Yappa              | 69名     | －           | 27.13歳 | 1.52年  |
| 株式会社KINKA FAMILY JAPAN | 49名     | －           | 29.44歳 | 1.51年  |
| 株式会社バーガーレボリューション       | 33名     | －           | 29.94歳 | 1.17年  |
| THG Nest株式会社           | －       | －           | －      | －      |
| 合 計                    | 245名    | 5名増         | －      | －      |

- (注) 1. 従業員数は、役員を含まない就業人員（常用パートを含む）であります。
2. 上記従業員数には、臨時雇用者（パートタイマーを含む）24名（期中平均人員（1日8時間換算））を含みます。
3. 当社及びTHG Nest株式会社については、他の会社内に兼務する従業員が含まれているため、従業員数を「－」としております。
4. ワイエスフード株式会社について、当社を分割会社とする会社分割（吸収分割）により新設され、当社事業を承継しているため、前連結会計年度の当社従業員数との比較により増減を記載しています。
5. 株式会社Yappaは2025年7月31日付、株式会社KINKA FAMILY JAPANは2025年12月19日付、株式会社バーガーレボリューションは2025年12月23日付で株式を取得し連結子会社としているため、増減は記載しておりません。

## (10) 主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

| 借 入 先        | 借 入 残 高 |
|--------------|---------|
| (株) 商工組合中央金庫 | 300 百万円 |
| (株) 筑邦銀行     | 80 百万円  |
| (株) きらぼし銀行   | 42 百万円  |
| (株) 日本政策金融公庫 | 14 百万円  |
| 東京シティ信用金庫    | 11 百万円  |

## 2. 株式の状況（2026年3月31日現在）

- |                |              |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 121,460,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 37,088,900株  |
| (3) 株主数        | 5,019名       |
| (4) 大株主（上位10名） |              |

| 株 主 名                   | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-------------------------|------------|---------|
| 青 柳 和 洋                 | 8,144,000株 | 22.0%   |
| 須 田 忠 雄                 | 5,106,000  | 13.8    |
| Blue Goats Capital株式会社  | 4,087,000  | 11.0    |
| 株式会社テクノバンク・サンケン         | 887,500    | 2.4     |
| 大 和 証 券 株 式 会 社         | 834,100    | 2.2     |
| 岡 三 証 券 株 式 会 社         | 638,300    | 1.7     |
| MSIP CLIENT SECURITIES  | 612,400    | 1.7     |
| 緒 方 正 憲                 | 493,400    | 1.3     |
| 西 本 誠 治                 | 467,500    | 1.3     |
| 株 式 会 社 老 松 醬 油 松 岡 本 家 | 465,000    | 1.3     |

- (注) 1. 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は4,786,400株増加しております。  
 2. 株式比率は発行済株式総数から自己株式数（305株）を控除して算出しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

| 会社における地位  | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                        |
|-----------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 高 田 十 光 |                                                                                                                                     |
| 取 締 役     | 青 柳 和 洋 | 株式会社Secual 取締役<br>株式会社Pontely 取締役<br>Blue Goats Capital株式会社 代表取締役<br>Senxeed Robotics株式会社 取締役<br>株式会社it's HOUSE 取締役<br>コーギア株式会社 取締役 |
| 取 締 役     | 西 田 直 樹 | 管理部長<br>株式会社Secual取締役                                                                                                               |
| 取 締 役     | 中 村 行 男 |                                                                                                                                     |
| 社 外 取 締 役 | 鶴 巻 智 規 | 株式会社フューチャークリエイイト代表取締役                                                                                                               |
| 社 外 取 締 役 | 渡 辺 治   | 新樹法律事務所弁護士                                                                                                                          |
| 常 勤 監 査 役 | 工 藤 明   |                                                                                                                                     |
| 社 外 監 査 役 | 門 倉 洋 平 | 弁護士法人S&Nパートナーズ法律会計事務所 代表パートナー<br>株式会社横浜食品サービス 監査役<br>霞ヶ関ホテルリート投資法人 監督役員                                                             |
| 社 外 監 査 役 | 田 中 信 好 | 田中公認会計士事務所 代表<br>明神監査法人 社員                                                                                                          |
| 社 外 監 査 役 | 伊 藤 聖 一 | 司法書士伊藤事務所 司法書士                                                                                                                      |

- (注) 1. 当社は、社外取締役鶴巻智規氏、社外取締役渡辺治氏、社外監査役門倉洋平氏、社外監査役田中信好氏及び社外監査役伊藤聖一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 社外監査役田中信好氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2. 当事業年度中に退任した会社役員については、下記のとおりであります。

| 氏名    | 退任日        | 退任理由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|-------|------------|------|---------------------|
| 杉山 耕司 | 2025年6月26日 | 辞任   | 監査役                 |
| 田吹 多祥 | 2025年6月26日 | 任期満了 | 社外監査役               |

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）・監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる（ただし、当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする）旨を定款に定めております。現在、当該定款に基づきすべての社外取締役及び社外監査役と責任限定契約を締結しております。

#### (3) 補償契約の内容の概要等

当社は、代表取締役高田十光氏、取締役青柳和洋氏、取締役西田直樹氏、取締役中村行男氏、社外取締役鶴巻智規氏、社外取締役渡辺治氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、補償することが不適切な一定の場合には補償の対象としないこととしております。

#### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、子会社を含むすべての取締役、監査役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

#### (5) 取締役及び監査役の報酬等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は、現状の当社の規模などを鑑みた結果、取締役個人の報酬等については、固定額報酬のみとすることとなっています。また、決定方針の決定方法は、2022年12月6日開催の取締役会において代表取締役に一任することとしています。

役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は以下のとおりとなります。

- ① 当社の取締役の報酬等は、長期的・持続的な企業業績及び企業価値の向上を実現されるため、職責に相応しい有能な取締役の確保・定着も考慮した競争力のある報酬水準及び報酬体系とすることを基本方針とします。
- ② 取締役報酬限度額（使用人兼取締役の使用人分給与を除く）は、1996年3月22日開催の株主総会において、年額180,000千円以内と決議頂いております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。
- ③ 当社取締役の報酬等については、株主総会で決議された報酬の範囲内で、代表取締役社長の高田十光に一任して各取締役の報酬等を決定します。  
代表取締役に一任している理由は、当社全体の業績を俯瞰し、各取締役の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。  
取締役会は、取締役の報酬の決定が代表取締役によって適切に行き渡るよう、社外取締役との協議を経た後に決定する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。
- ④ 監査役は、独立した立場から取締役の業務執行を監督する立場であることから、固定報酬のみ支給としております。報酬の水準は、良質なコーポレート・ガバナンスの確立と運用に重要な役割を果たすにふさわしい人材を確保するために必要な水準としております。監査役報酬限度額は、1996年3月22日開催の株主総会において、年額18,000千円以内と決議頂いております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

(6) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 員 数        | 報 酬 等 の 総 額         |
|--------------------|------------|---------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 12名<br>(5) | 39,170千円<br>(6,260) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 6<br>(4)   | 11,500<br>(4,200)   |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 18<br>(9)  | 50,670<br>(10,460)  |

(注) 上表には、2025年6月26日をもって退任した取締役6名(うち社外取締役3名)及び監査役2名(うち社外監査役1名)を含んでおります。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。

(7) 社外役員に関する事項

①取締役

イ 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役鶴巻智規氏は株式会社フューチャークリエイトの代表取締役であります。当事業年度において、当社は当該兼職先に対し、経理業務及び決算支援業務等を委託しております。

社外取締役渡辺治氏は新樹法律事務所弁護士であります。当該兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

ロ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

## ハ 当事業年度における主な活動状況

### (ア) 取締役会への出席状況

|             | 取 締 役 会 ( 2 4 回 開 催 ) |        |
|-------------|-----------------------|--------|
|             | 出 席 回 数               | 出 席 率  |
| 社外取締役 鶴巻 智規 | 19回                   | 100.0% |
| 社外取締役 渡辺 治  | 24回                   | 100.0% |

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が9回ありました。
2. 社外取締役鶴巻智規氏は、2025年6月26日開催の第31回定時株主総会において取締役に選任されており、取締役会の出席率は、就任後の取締役会開催回数19回で計算しております。

### (イ) 取締役会における発言状況並びに期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役鶴巻智規氏は、公認会計士としての経験を有し、会計実務に関する豊富な経験を有することから、取締役会では、専門家としての見地から経営に対する助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な発言・役割を果たしておりました。

社外取締役渡辺治氏は、弁護士としての経験を有し、企業法務に係る実務に関する豊富な経験を有することから、取締役会では、専門家としての見地から経営に対する助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な発言・役割を果たしておりました。

## ②監査役

### イ 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外監査役門倉洋平氏は弁護士法人S&Nパートナーズ法律会計事務所の代表パートナー、株式会社横浜食品サービスの監査役、霞ヶ関ホテルリート投資法人の監督役員であります。当該兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

社外監査役田中信好氏は田中公認会計士事務所の代表、明神監査法人の社員であります。当該兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

社外監査役伊藤聖一氏は司法書士伊藤事務所の司法書士であります。当該兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

- ロ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

ハ 社外役員の主な活動状況

(ア) 取締役会及び監査役会への出席状況

|             | 取締役会（24回開催） |       | 監査役会（14回開催） |      |
|-------------|-------------|-------|-------------|------|
|             | 出席回数        | 出席率   | 出席回数        | 出席率  |
| 社外監査役 門倉 洋平 | 18回         | 94.7% | 11回         | 100% |
| 社外監査役 田中 信好 | 18回         | 94.7% | 11回         | 100% |
| 社外監査役 伊藤 聖一 | 22回         | 91.7% | 14回         | 100% |

(注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が9回ありました。

2. 社外監査役門倉洋平氏及び田中信好氏は、2025年6月26日開催の第31回定時株主総会において監査役に選任されており、取締役会の出席率は、就任後の取締役会開催回数19回で計算し、同様に監査役会出席率は、就任後の監査役会開催回数11回で計算しております。

(イ) 取締役会及び監査役会における発言状況

社外監査役門倉洋平氏、社外監査役田中信好氏及び社外監査役伊藤聖一氏は、各専門領域における知識や経験を当社の監査体制強化に活かし、取締役会において適宜意見を述べ、意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言及び提言を行っております。また、監査役会においては、監査結果及び監査に関する重要事項の協議等について適宜発言や意見表明を行っております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称

Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                         | 報酬等の額    |
|-----------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る報酬等の額                           | 23,435千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき<br>金銭その他の財産上の利益の合計額 | 23,435千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役全員の同意を得たうえで、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会の会議の目的とすることを取締役会に請求します。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つとして認識しており、厳しい経済状況の中で、収益力の向上、財務体質の改善など経営基盤の強化に努め、安定的な配当を行うことを基本方針といたしております。

当社は、年1回の期末配当を行うことを基本方針とし、この剰余金の配当の決定機関を株主総会としております。

なお、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨定款に定めております。

しかしながら、2026年3月期の配当につきましては、利益剰余金がマイナスであることを勘案し、誠に遺憾ではありますが、無配とさせていただきます。2026年3月期に関しては、無配となりましたが、2027年3月期は、役員及び従業員が一丸となって企業価値の向上に努めることはもちろん、本社及び店舗におけるコスト圧縮等を図るとともに、引き続き採算性を重視した経営方針による利益体質の改善により、安定的に利益が確保できる体制を確実なものとし、また、第1号議案「資本準備金の額の減少の件」及び第2号議案「剰余金の処分の件」を通じて繰越利益剰余金の欠損を填補したうえで、早期の復配を目指す所存であります。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
|------------------------|------------------|------------------------|------------------|
| ( 資 産 の 部 )            |                  | ( 負 債 の 部 )            |                  |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>848,899</b>   | <b>流 動 負 債</b>         | <b>757,159</b>   |
| 現金及び預金                 | 544,956          | 買掛金                    | 77,575           |
| 売掛金                    | 131,201          | 未払金                    | 93,822           |
| 商品及び製品                 | 77,633           | 未払費用                   | 46,703           |
| 仕掛品                    | 557              | 未払法人税等                 | 31,540           |
| 原材料及び貯蔵品               | 38,768           | 未払消費税等                 | 21,457           |
| その他                    | 60,162           | 短期借入金                  | 380,000          |
| 貸倒引当金                  | △4,380           | 一年内返済予定長期借入金           | 7,788            |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>2,347,376</b> | 預り金                    | 74,245           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>1,494,924</b> | その他                    | 24,026           |
| 建物及び構築物                | 475,457          | <b>固 定 負 債</b>         | <b>281,198</b>   |
| 機械装置及び運搬具              | 18,954           | 長期借入金                  | 60,076           |
| 土地                     | 982,938          | 退職給付に係る負債              | 66,287           |
| リース資産                  | 2,662            | 長期預り敷金及び保証金            | 61,239           |
| その他                    | 14,912           | 資産除去債務                 | 77,755           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>440,151</b>   | その他                    | 15,839           |
| のれん                    | 434,562          | <b>負 債 合 計</b>         | <b>1,038,358</b> |
| その他                    | 5,589            | ( 純 資 産 の 部 )          |                  |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>412,299</b>   | <b>株 主 資 本</b>         | <b>2,115,285</b> |
| 投資有価証券                 | 47,660           | 資本金                    | 1,638,811        |
| デリバティブ資産               | 199,252          | 資本剰余金                  | 1,116,349        |
| 長期貸付金                  | 42,477           | 利益剰余金                  | △639,856         |
| 敷金及び保証金                | 120,486          | 自己株式                   | △18              |
| 繰延税金資産                 | 23,227           | その他の包括利益累計額            | 10,997           |
| その他                    | 15,090           | その他有価証券評価差額金           | 12,301           |
| 貸倒引当金                  | △35,895          | 退職給付に係る調整累計額           | △1,304           |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>3,196,276</b> | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>9,595</b>     |
|                        |                  | <b>非 支 配 株 主 持 分</b>   | <b>22,039</b>    |
|                        |                  | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>2,157,917</b> |
|                        |                  | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>3,196,276</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

( 2025年4月1日から  
2026年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                           | 金 額       |
|-------------------------------|-----------|
| 売 上 高                         | 1,826,575 |
| 売 上 原 価                       | 847,429   |
| 売 上 総 利 益                     | 979,145   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           | 990,987   |
| 営 業 損 失                       | 11,842    |
| 営 業 外 収 益                     |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金             | 1,074     |
| 補 助 金 収 入                     | 13,834    |
| デ リ バ テ ィ ブ 評 価 益             | 93,718    |
| そ の 他 営 業 外 収 益               | 7,739     |
| 営 業 外 費 用                     |           |
| 支 払 利 息                       | 3,015     |
| 株 主 関 連 費 用                   | 19,311    |
| そ の 他 営 業 外 費 用               | △721      |
| 経 常 利 益                       | 82,918    |
| 特 別 損 失                       |           |
| 固 定 資 産 除 却 損                 | 132       |
| 減 損 損 失                       | 534       |
| そ の 他 特 別 損 失                 | 0         |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         | 82,250    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 21,645    |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | △7,699    |
| 当 期 純 利 益                     | 68,304    |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 4,176     |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 64,127    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| (資産の部)          |                  | (負債の部)          |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>406,718</b>   | <b>流動負債</b>     | <b>474,164</b>   |
| 現金及び預金          | 312,963          | 未払金             | 31,798           |
| 売掛金             | 537              | 関係会社未払金         | 100              |
| 前払費用            | 9,388            | 未払費用            | 7,891            |
| 短期貸付金           | 10,000           | 未払法人税等          | 28,301           |
| 未収入金            | 11,247           | 未払消費税等          | 6,805            |
| 関係会社未収入金        | 62,592           | 前受金             | 3,111            |
| その他             | 290              | 預り金             | 12,177           |
| 貸倒引当金           | △301             | 株主優待引当金         | 3,821            |
| <b>固定資産</b>     | <b>2,298,109</b> | その他             | 155              |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>1,328,967</b> | <b>固定負債</b>     | <b>90,362</b>    |
| 建物              | 318,004          | 長期未払金           | 9,102            |
| 構築物             | 7,104            | 長期預り敷金          | 18,639           |
| 機械及び装置          | 16,193           | 資産除去債務          | 62,620           |
| 車両運搬具           | 787              |                 |                  |
| 工具器具備品          | 3,938            | <b>負債合計</b>     | <b>564,526</b>   |
| 土地              | 982,938          | (純資産の部)         |                  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>801</b>       | <b>株主資本</b>     | <b>2,119,798</b> |
| その他             | 801              | 資本金             | 1,638,811        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>969,735</b>   | 資本剰余金           | 1,116,349        |
| 投資有価証券          | 47,660           | 資本準備金           | 1,084,511        |
| 関係会社株式          | 560,354          | その他資本剰余金        | 31,838           |
| デリバティブ資産        | 199,252          | <b>利益剰余金</b>    | <b>△635,343</b>  |
| 出資金             | 25               | 利益準備金           | 2,772            |
| 長期貸付金           | 88,364           | その他利益剰余金        | △638,115         |
| 繰延税金資産          | 15,687           | 繰越利益剰余金         | △638,115         |
| 敷金              | 57,600           | <b>自己株式</b>     | <b>△18</b>       |
| 保証金             | 2,006            | 評価・換算差額等        | 12,301           |
| 貸倒引当金           | △1,215           | その他有価証券評価差額金    | 12,301           |
|                 |                  | <b>新株予約権</b>    | <b>9,595</b>     |
| <b>資産合計</b>     | <b>2,706,222</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>2,141,695</b> |
|                 |                  | <b>負債・純資産合計</b> | <b>2,706,222</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（ 2025年4月1日から  
2026年3月31日まで ）

（単位：千円）

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 1,183,951 |
| 売 上 原 価                 | 598,796   |
| 売 上 総 利 益               | 585,154   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 590,551   |
| 営 業 損 失                 | 5,396     |
| 営 業 外 収 益               |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 1,758     |
| デ リ バ テ ィ ブ 評 価 益       | 93,135    |
| 補 助 金 収 入               | 12,854    |
| そ の 他 営 業 外 収 益         | 6,633     |
| 営 業 外 費 用               |           |
| 支 払 利 息                 | 3,657     |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額         | △1,704    |
| 株 主 関 連 費 用             | 19,311    |
| そ の 他 営 業 外 費 用         | 1,034     |
| 経 常 利 益                 | 86,685    |
| 特 別 損 失                 |           |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 132       |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 損       | 0         |
| 減 損 損 失                 | 534       |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 86,018    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 18,771    |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △1,394    |
| 当 期 純 利 益               | 68,640    |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月27日

Trailhead Global Holdings株式会社  
取締役会 御中

Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人  
東京都港区

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内田 雅士  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小林 圭司

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Trailhead Global Holdings株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Trailhead Global Holdings株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

連結注記表【14. 重要な後発事象に関する注記】に記載されているとおり、会社は、2026年5月15日開催の取締役会において、2026年6月26日開催予定の第32回定時株主総会に、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件を付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月27日

Trailhead Global Holdings株式会社  
取締役会 御中

Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人  
東京都港区

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内田 雅士  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小林 圭司

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Trailhead Global Holdings株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

個別注記表【16. 重要な後発事象に関する注記】に記載されているとおり、会社は、2026年5月15日開催の取締役会において、2026年6月26日開催予定の第32回定時株主総会に、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件を付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えることと合理的に見込まれる場合に重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等の意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの構築・運用状況についても、経営環境の変化に対応した取組みが継続的に行われており、事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重大な事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月28日

Trailhead Global Holdings株式会社 監査役会

|       |   |   |    |   |
|-------|---|---|----|---|
| 常勤監査役 | 工 | 藤 | 明  | Ⓜ |
| 社外監査役 | 門 | 倉 | 洋平 | Ⓜ |
| 社外監査役 | 田 | 中 | 信好 | Ⓜ |
| 社外監査役 | 伊 | 藤 | 聖一 | Ⓜ |

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 資本準備金の額の減少の件

繰越利益剰余金の欠損を填補し、財務戦略上の柔軟性及び機動性の確保並びに早期復配体制の構築を目指すため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、減少する額の全額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

#### 1. 減少する資本準備金の額

資本準備金 1,084,511,029円

#### 2. 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2026年7月31日

## 第2号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、会社法第452条の規定に基づき、第1号議案による振替後のその他資本剰余金をもって、繰越利益剰余金の欠損を填補いたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、第1号議案「資本準備金の額の減少の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

1. 減少する剰余金の項目及びその額  
    その他資本剰余金 635,343,571円
  
2. 増加する剰余金の項目及びその額  
    繰越利益剰余金 635,343,571円

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させ、取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、中期経営計画の達成に向けた迅速かつ果断な意思決定と機動的な業務執行を可能とするため、現在の監査役会設置会社から「監査等委員会設置会社」へ移行することといたしたいと存じます。
- (2) 移行に伴い、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設、重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する規定の新設を行うとともに、監査役および監査役会に関する規定の削除など、現行定款について所要の変更を行うものであります。
- (3) 監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に伴い、移行前の監査役であった者の任務を怠ったことによる損害賠償責任について、移行後も引き続き定款の定めに従い取締役会の決議によって免除することができるよう、附則を設けるものであります。
- (4) 本議案における定款の変更は、本総会終結の時をもって効力を生ずるものとしたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                                                        | 変更案                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第4条（機関）<br><br>当社は、株主総会、取締役のほか、次の機関を置く<br><br>(1) 取締役会<br><br>(2) <u>監査役</u><br><br>(3) <u>監査役会</u><br><br>(4) <u>会計監査人</u> | 第4条（機関）<br><br>当社は、株主総会、取締役のほか、次の機関を置く。<br><br>(1) 取締役会<br><br>(2) <u>監査等委員会</u><br><br>(削除)<br><br>(3) <u>会計監査人</u> |

| 現行定款                                                                                                                   | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第18条 (員数)</p> <p><u>当社の取締役は、12名以内とする。</u></p> <p>(新設)</p>                                                           | <p>第18条 (員数)</p> <p><u>当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、8名以内とする。</u></p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                |
| <p>第19条 (選任方法)</p> <p>(第1項～第2項 条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>第19条 (選任方法)</p> <p>(第1項～第2項 現行どおり)</p> <p><u>3 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u></p> <p><u>4 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p><u>5 監査等委員である取締役以外の取締役の解任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>6 監査等委員である取締役の解任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="137 164 292 190">第20条（任期）</p> <p data-bbox="137 235 527 368"><u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="137 452 527 585"><u>2 補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する他の取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="154 630 219 656">（新設）</p> <p data-bbox="154 846 219 872">（新設）</p> <p data-bbox="154 1025 219 1050">（新設）</p> | <p data-bbox="549 164 704 190">第20条（任期）</p> <p data-bbox="549 235 962 405"><u>監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="549 452 962 585"><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="549 630 962 799"><u>3 補欠として選任された監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役以外の取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="549 846 962 979"><u>4 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="549 1025 962 1194"><u>5 増員により選任された監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、他の監査等委員である取締役以外の取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                            | 変更案                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第21条（代表取締役及び役付取締役）<br/>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>                                 | <p>第21条（代表取締役及び役付取締役）<br/>取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>定めることができる。</p> |
| <p>第24条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。</p> | <p>第24条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。</p>                                          |
| <p>第27条（取締役会規則）<br/>取締役会に関しては法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>                                                                                               | <p>第27条（取締役会規程）<br/>取締役会に関しては法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>                                                                                                                             |

| 現行定款                                               | 変更案                                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第28条（報酬等）</p> <p>（条文省略）</p> <p>（新設）</p>         | <p>第28条（報酬等）</p> <p>（現行どおり）</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して定めるものとする。</u></p>                                           |
| <p>（新設）</p>                                        | <p>第29条（重要な業務執行の決定の委任）</p> <p><u>当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> |
| <p>第29条（取締役の責任免除）</p> <p>（条文省略）</p>                | <p>第30条（取締役の責任免除）</p> <p>（現行どおり）</p>                                                                                                  |
| <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第30条（員数）</p> <p>（条文省略）</p> | <p>第5章 監査等委員会</p> <p>（削除）</p>                                                                                                         |
| <p>第31条（選任方法）</p> <p>（条文省略）</p>                    | <p>（削除）</p>                                                                                                                           |
| <p>第32条（任期）</p> <p>（条文省略）</p>                      | <p>（削除）</p>                                                                                                                           |
| <p>第33条（常勤の監査役）</p> <p>（条文省略）</p>                  | <p>（削除）</p>                                                                                                                           |

| 現行定款                              | 変更案                                                                    |
|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| <u>第34条（監査役会の招集通知）</u><br>（条文省略）  | （削除）                                                                   |
| <u>第35条（監査役会の決議方法）</u><br>（条文省略）  | （削除）                                                                   |
| <u>第36条（監査役会に関する規程）</u><br>（条文省略） | （削除）                                                                   |
| <u>第37条（報酬等）</u><br>（条文省略）        | （削除）                                                                   |
| <u>第38条（監査役の責任免除）</u><br>（条文省略）   | （削除）                                                                   |
| （新設）                              | <u>第31条（常勤の監査等委員）</u><br>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。          |
| （新設）                              | <u>第32条（権限）</u><br>監査等委員会は、法令に定める事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使することができる。 |

| 現行定款                                                                                                                                 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                                                                                                                 | <p data-bbox="552 164 930 193"><u>第33条（監査等委員会の招集通知）</u></p> <p data-bbox="552 235 960 406">監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="552 450 960 586">2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査等委員会を開催することができる。</p> |
| (新設)                                                                                                                                 | <p data-bbox="552 595 863 624"><u>第34条（監査等委員会規程）</u></p> <p data-bbox="552 666 960 768">監査等委員会に関しては法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>                                                                                                                           |
| <p data-bbox="138 777 331 805">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="138 848 340 876">第39条（選任方法）</p> <p data-bbox="152 919 269 948">（条文省略）</p> | <p data-bbox="552 777 744 805">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="552 848 753 876">第35条（選任方法）</p> <p data-bbox="565 919 706 948">（現行どおり）</p>                                                                                                                                 |
| <p data-bbox="138 958 292 987">第40条（任期）</p> <p data-bbox="152 1029 269 1058">（条文省略）</p>                                              | <p data-bbox="552 958 706 987">第36条（任期）</p> <p data-bbox="565 1029 706 1058">（現行どおり）</p>                                                                                                                                                                              |
| <p data-bbox="138 1064 316 1093">第41条（報酬等）</p> <p data-bbox="138 1135 527 1200">会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得て定める。</p>                   | <p data-bbox="552 1064 729 1093">第37条（報酬等）</p> <p data-bbox="552 1135 960 1200">会計監査人の報酬等は、取締役会が監査等委員会の同意を得て定める。</p>                                                                                                                                                  |
| <p data-bbox="138 1208 482 1236">第42条（会計監査人の責任免除）</p> <p data-bbox="152 1279 269 1307">（条文省略）</p>                                    | <p data-bbox="552 1208 897 1236">第38条（会計監査人の責任免除）</p> <p data-bbox="565 1279 706 1307">（現行どおり）</p>                                                                                                                                                                    |

| 現行定款                                          | 変更案                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第7章 計算</p> <p>第43条（事業年度）</p> <p>（条文省略）</p> | <p>第7章 計算</p> <p>第39条（事業年度）</p> <p>（現行どおり）</p>                                                                                                                                                                       |
| <p>第44条（剰余金の配当の基準日）</p> <p>（条文省略）</p>         | <p>第40条（剰余金の配当の基準日）</p> <p>（現行どおり）</p>                                                                                                                                                                               |
| <p>第45条（中間配当）</p> <p>（条文省略）</p>               | <p>第41条（中間配当）</p> <p>（現行どおり）</p>                                                                                                                                                                                     |
| <p>第46条（配当金の除斥期間等）</p> <p>（条文省略）</p>          | <p>第42条（配当金の除斥期間等）</p> <p>（現行どおり）</p>                                                                                                                                                                                |
| <p>第47条（法令の準拠）</p> <p>（条文省略）</p>              | <p>第43条（法令の準拠）</p> <p>（現行どおり）</p>                                                                                                                                                                                    |
| <p>（新設）</p>                                   | <p><u>（附則）</u></p> <p>第1条</p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第32回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>第2条</p> <p><u>前条及び本条は、2036年6月末日をもって削除する。</u></p> |

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、取締役全員（6名）の任期は、本総会終結の時をもって満了いたします。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は第3号議案における定款変更の効力発生を条件とし、本議案の候補者は以下のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する<br>株式数 |
|-----------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1         | たかだ かずみつ<br>高田 十光<br>(1956年9月12日) | 1981年3月 慶応義塾大学 経済学部卒業<br>1981年4月 川鉄商事(現 JFE商事)㈱<br>1986年10月 大和証券㈱ 債券本部<br>1995年7月 大和証券英国法人 債券本部<br>2000年3月 大和証券SMBC㈱債券本部 部長<br>2001年4月 大和証券金融法人本部 部長<br>2006年5月 東京海上フィナンシャル証券会社<br>業務執行役員 金融商品本部長<br>2007年6月 オリックス㈱投資銀行本部部長<br>2008年4月 オリックス・フィナンシャル・プロダ<br>クツ㈱ 代表取締役社長<br>2010年10月 オリックス㈱ 財務本部 部長<br>2016年6月 オリックス生命保険㈱ 社外監査役<br>2016年6月 オリックス・リビング㈱(現 グッドタ<br>イムリビング)㈱ 監査役<br>2019年9月 オリックス債権回収㈱ 監査役<br>2019年9月 オリックスローンビジネスセンター(株)<br>監査役<br>2020年10月 Kz Associates合同会社設立 代表 (現<br>任)<br>2022年7月 ㈱KabuK Style 社外取締役<br>2024年12月 当社顧問<br>2025年6月 当社代表取締役社長 (現任) | 13,400株     |

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>株式の<br>数 |
|-----------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 2         | あおやぎ かずひろ<br>青柳 和洋<br>(1980年4月30日) | 2006年3月 ㈱電通国際情報サービス 入社<br>2013年7月 Deloitte Tohmatu Consulting LLC<br>入社<br>2014年7月 イグニション・ポイント㈱ 設立<br>代表取締役<br>2015年6月 ㈱ Secual 設立 代表取締役<br>(現 取締役)<br>2018年6月 ㈱ Pontely 設立 取締役 (現任)<br>2019年3月 Blue Goats Capital ㈱ 設立 代表<br>取締役 (現任)<br>2020年8月 Senxeed Robotics ㈱ 設立 代表取<br>締役 (現 取締役)<br>2022年5月 ㈱ it' s HOUSE 非常勤取締役 (現<br>取締役)<br>2022年6月 ORKA ホールディングス㈱ 非常勤取<br>締役<br>2023年6月 当社取締役 (現任)<br>2025年11月 コーギア㈱ 取締役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>㈱ Secual 取締役<br>㈱ Pontely 取締役<br>Blue Goats Capital ㈱ 代表取締役<br>Senxeed Robotics ㈱ 取締役<br>㈱ it' s HOUSE 取締役<br>コーギア㈱ 取締役 | 8,144,000株       |
| 3         | にしだ なおき<br>西田 直樹<br>(1978年8月31日)   | 2002年4月 PwCコンサルティング㈱ 入社<br>(現 日本IBM㈱)<br>2010年5月 デロイト トーマツ コンサルティン<br>グ㈱ 入社<br>2014年9月 イグニション・ポイント㈱<br>2015年6月 ㈱Secual 取締役 (現任)<br>2025年6月 当社取締役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>㈱ Secual 取締役                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 1,400株           |
| 4         | つるまき とものり<br>鶴巻 智規<br>(1978年1月10日) | 2000年11月 公認会計士二次試験合格<br>2001年8月 中央青山監査法人 (現 PwC Japan<br>有限責任監査法人) 入所<br>2004年5月 公認会計士登録<br>2005年8月 ㈱フューチャークリエイト設立 代表<br>取締役 (現任)<br>2025年6月 当社社外取締役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>㈱フューチャークリエイト 代表取締役                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 21,000株          |

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社<br>株式<br>の数 |
|-----------|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 5         | わたなべ おきむ<br>渡辺 治<br>(1987年3月29日) | 2014年9月 司法試験合格<br>2015年12月 弁護士登録(東京弁護士会)<br>2016年1月 花王㈱ 入社<br>2019年4月 OMM法律事務所 入所<br>2020年8月 新樹法律事務所 入所(現任)<br>2021年6月 公認不正検査士資格認定<br>2022年12月 当社社外取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>新樹法律事務所 弁護士 | 一株                     |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 渡辺治氏は社外取締役候補者であります。同氏は現在当社の社外取締役であります。2022年12月6日の臨時株主総会にて選任され就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって3年6ヶ月となります。
3. 高田十光氏を取締役候補者にした理由及び期待する役割として、同氏は商社、証券投資銀行、事業会社、ベンチャーにおいて培った金融資本市場業務を中心とする卓越した知見と、幅広い経営的視野をもって当社の企業価値増大を実現し得る様々なノウハウ、経営資質を有しております。その高度な専門性を今後の経営活動で総合的に駆使し、重要経営課題であるM&A、財務資本政策、企業再編・事業承継支援など、当社の持続的成長面で重要な役割が期待されております。
- 昨年6月より当社代表取締役社長に就任し、財務・法務・戦略面を統合した総合的なアプローチによる企業価値向上支援と、経営戦略に直結するM&Aの企画・実行支援に加え、PMI(統合後の経営支援)やコーポレートガバナンス体制の強化にも注力するなど、経営視点と実務遂行力を兼ね備えた視野で企業の中長期的な成長支援を行った経験を活かし、当社の経営に大きく貢献してまいりました。
- つきましては、同氏が引き続き代表取締役社長として当社の持続的な成長と企業価値向上を強力に牽引することを期待し、取締役候補者といたしました。
4. 青柳和洋氏を取締役候補者にした理由及び期待する役割として、同氏はコンサルティングファーム等での活動を経て、複数の事業会社やベンチャーキャピタルの設立・経営を主導するなど、新規事業開発や企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社におきましても、その高度な知見と実行力を活かし、グループ全体の経営戦略の立案・推進やアライアンス強化に大きく貢献してまいりました。
- また、同氏は当社の大株主(同氏が代表取締役を務めるBlue Goats Capital株式会社の保有分を含みます。)であり、株主の皆様と視点を共有し、中長期的な企業価値向上に向けた強いコミットメントを有しております。
- つきましては、引き続き取締役として当社の持続的な成長とグループ戦略を強力に推進することを期待し、取締役候補者といたしました。
5. 西田直樹氏を取締役候補者にした理由及び期待する役割として、戦略系コンサルティングファームにて、企業の経営戦略、業務改革、マーケティング戦略、組織変革支援など幅広いプロジェクトに従事し多様な業種・業態の経営課題に対して、実行重視のコンサルティングの経験を有しており、当社の業績改善・株価回復に大きな貢献を果たすことを期待し、取締役候補者といたしました。
6. 鶴巻智規氏を取締役候補者にした理由及び期待する役割として、公認会計士としての経験を有し、会計実務に関する豊富な経験を有しており、当社の業務執行および経営戦略を強力に推進することを期待し、取締役候補者といたしました。

7. 渡辺治氏を社外取締役候補者にした理由及び期待する役割として、弁護士としての経験を有し、企業法務に係る実務に関する豊富な経験を有しており、当社の経営に対してもかかる知見からの助言が期待できることから、当社社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に参与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
8. 当社は渡辺治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
9. 当社は渡辺治氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。
10. 当社は各候補者との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づく補償契約を締結しており、各候補者が職務の執行に際して負う損害賠償責任やその防御に要する費用を当社が補償する内容を定めております。各候補者が再任され就任した場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
11. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。各候補者が再任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、本議案は第3号議案における定款変更の効力発生を条件とし、本議案の候補者は以下のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|-----------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1         | かどくら ようへい<br>門倉 洋平<br>(1981年8月19日) | 2004年10月 新日本監査法人（現 EY新日本有<br>限責任監査法人） 入所<br>2005年8月 TAC株式会社入社<br>2014年1月 AZX総合法律事務所 入所<br>2014年12月 東京桜橋法律事務所 入所<br>2017年6月 弁護士法人S&Nパートナーズ法律<br>会計事務所設立<br>代表パートナー（現任）<br>2022年1月 株式会社トゥエンティフォー<br>セブン 補欠監査役（現任）<br>2022年4月 明治学院大学 経済学部<br>非常勤講師<br>2022年6月 株式会社横浜食品サービス 監<br>査役（現任）<br>2025年4月 霞ヶ関ホテルリート投資法人<br>監督役員（現任）<br>2025年6月 当社社外監査役（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>弁護士法人S&Nパートナーズ法律会計事務所<br>代表パートナー<br>株式会社横浜食品サービス 監査役<br>霞ヶ関ホテルリート投資法人 監督役員 | —                 |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏<br>(生年月日)            | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2         | たなか のぶよし<br>田中 信好<br>(1973年6月25日) | 2001年10月 公認会計士二次試験合格<br>2001年10月 みずず監査法人(現 中央青山監<br>査法人) 入所<br>2005年4月 公認会計士登録<br>2007年8月 田中公認会計士事務所設立<br>(現任)<br>2017年7月 明神監査法人 入所<br>2018年9月 明神監査法人 社員就任<br>(現任)<br>2025年6月 当社社外監査役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>田中公認会計士事務所 代表<br>明神監査法人 社員 | —              |
| 3         | みね まいこ<br>峰 麻衣子<br>(1985年3月28日)   | 2009年11月 公認会計士試験合格<br>2010年2月 新日本監査法人(現 EY新日本有<br>限責任監査法人) 入所<br>2013年10月 公認会計士登録<br>2025年11月 峰公認会計士事務所 入所<br>(重要な兼職の状況)<br>峰公認会計士事務所                                                                                                 | —              |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 門倉洋平氏、田中信好氏及び峰麻衣子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 各氏を社外取締役候補者とした理由及び期待する役割は以下のとおりであります。

- ・門倉洋平氏は弁護士としての経験を有し、企業法務に精通しており、当社の監査等委員会の監査・監督機能強化に活かしていただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
- ・田中信好氏は公認会計士として豊富な経験と幅広い見識を当社の監査等委員会の監査・監督機能強化に活かしていただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
- ・峰麻衣子氏は、公認会計士として監査法人における会計監査実務に従事した後、自ら会計事務所を運営するなど、財務及び会計に関する高度な専門知識

と豊富な実務経験を有しております。今般、監査等委員会設置会社への移行にあたり、その専門的知見を当社の監査等委員会の監査・監督体制の強化に活かしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

4. 当社は、門倉洋平氏、田中信好氏につきまして、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として届出を行っております。また峰麻衣子氏につきましても、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
5. 当社は門倉洋平氏及び田中信好氏の間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また峰麻衣子氏が選任された場合も、同氏との間で同様の契約を締結する予定です。
6. 各候補者が選任された場合、当社は各候補者との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、各候補者が職務の執行に際して負う損害賠償責任やその防御に要する費用を当社が補償する内容を含む補償契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

## (ご参考) 取締役のスキル・マトリックス

### (1) 取締役の選任に関する当社の考え方

当社は、持続的な企業価値向上を実現するため、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方を踏まえ、取締役候補者を選定しております。

当社は、外食産業における構造的な事業環境の変化のなか、「多様なジャンルを取り込む総合飲食プラットフォームへの進化」を中長期方針として掲げ、M&Aを通じたマルチブランド戦略、デジタル・フードテック戦略による次世代店舗の確立、ならびに製造サプライチェーンの最適化およびグローバル展開を重要な戦略課題と位置付けております。

これらの戦略課題に的確に対応するため、取締役会には、企業経営・経営戦略に関する知見に加え、M&A・財務・飲食・店舗運営、DX・IT・フードテック、グローバル・海外事業、法務・リスク管理・ガバナンス、ならびに会計・財務報告に関する専門的知見を有する取締役を、適切なバランスで選任することを基本としております。

また、監査等委員である取締役には、独立性を備えた社外取締役を選任し、財務会計および法務の専門的知見を有する者を含めることで、監査・監督機能の実効性を確保しております。

### (2) 取締役候補者のスキル・マトリックス

本株主総会において選任をお願いする取締役候補者8名について、各候補者に特に期待する分野は次のとおりです。

| 候補者  | 企業経営・経営戦略 | M&A・財務・ファイナンス | 飲食・店舗運営 | DX・IT・フードテック | グローバル・海外事業 | 法務・リスク管理・ガバナンス | 会計・財務報告 |
|------|-----------|---------------|---------|--------------|------------|----------------|---------|
| 高田十光 | ●         | ●             | ●       |              |            |                |         |
| 青柳和洋 | ●         | ●             |         | ●            | ●          |                |         |
| 西田直樹 |           |               | ●       | ●            | ●          | ●              |         |
| 鶴巻智規 |           | ●             | ●       |              |            |                | ●       |
| 渡辺治  |           |               |         |              |            | ●              |         |
| 門倉洋平 |           |               |         |              |            | ●              |         |
| 田中信好 |           |               |         |              |            | ●              | ●       |
| 峰麻衣子 |           |               |         |              |            | ●              | ●       |

- (注) 1. 上記の表は、各候補者が有する全ての知見・経験を表すものではなく、当社の取締役会において特に期待する分野を示すものであります。
2. 鶴巻智規氏は、現在当社の社外取締役であります。本株主総会における選任後、業務執行を担う社内取締役へ就任する予定であります。
3. 門倉洋平氏および田中信好氏は、現在当社の社外監査役であります。本株主総会における選任後、社外取締役（監査等委員）へ就任する予定であります。
4. 峰麻衣子氏は、社外取締役（監査等委員）候補者であります。

**第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の現在の取締役に対する報酬等の総額は、1996年3月22日開催の株主総会において、年額180,000千円以内とご承認いただき今日に至っております。

今般、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、これに伴い従来の取締役の報酬枠を廃止し、会社法第361条第1項及び第2項の規定に基づき、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額180,000千円以内と設定させていただきたいと存じます。本報酬額につきましては、コーポレートガバナンスの強化、業務の専門化・高度化に伴う今後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役割の拡充、質の確保、当社の事業規模等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものとし、その具体的な配分等については取締役会に一任したいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役は2名）ですが、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合、本議案の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役は1名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第3号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、新たに監査等委員である取締役の報酬額を定めたいと存じます。

監査等委員である取締役は、従前監査役が担っていた監査業務に加え、取締役の職務執行の監督等の職務を担うこととなるため、その職責を考慮し、報酬額の総額を年額30,000千円以内といたしたく存じます。本報酬額につきましては、コーポレートガバナンスの強化、業務の専門化・高度化に伴う今後の監査等委員である取締役の役割の拡充、質の確保、当社の事業規模等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、各監査等委員である取締役に対する具体的な支給額、時期等については、監査等委員である取締役の協議により決定することといたしたく存じます。

現在の監査役は4名（うち社外監査役3名）ですが、第3号議案及び第5号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）となります。

本議案の効力は、第3号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷一丁目9番8号  
朝日生命宮益坂ビル5階 渋谷サンスカイルーム  
TEL 03(3406)2085



### アクセス

- ・ JR線 渋谷駅（宮益坂口）徒歩5分
- ・ 京王井の頭線 渋谷駅（宮益坂口）徒歩8分
- ・ 東急東横線、東急田園都市線 渋谷駅（宮益坂口）徒歩5分
- ・ 東京メトロ  
半蔵門線、副都心線 渋谷駅（B3出口）徒歩5分  
銀座線 渋谷駅（ヒカリエ方面改札）徒歩3分